

平成十六年十一月二日提出
質問第三一號

いわゆる監修料に関する質問主意書

提出者 長妻 昭

いわゆる監修料に関する質問主意書

一 省庁購入図書に関して、当該職員がいわゆる監修料を受領したことに、厚生労働省・社会保険庁が謝罪をした。なぜ、謝罪をしたのか。どここの点に問題があったのか。問題があったケースにおける監修料合計はいくらだったのか。全額返済する予定はあるのか。法令に違反する可能性は少しでもあるのか。懲戒処分はあるのか。

二 社会保険庁の職員から、監修作業は、昼休みでなく、職場で行っていた旨の話があった。職場で監修作業を行っても、勤務時間外という場合があるのか。

職場で行う監修作業はあくまで合法か。実態を調査・把握して、明らかにした上で、見解を問う。

三 監修作業は、定期的に実施され、業として行っていた可能性があると考えるが、いかがか。なぜ業でないのか。給与に匹敵する監修料を受領していたとすれば、業に限り無く近づくと考える。今回の厚生労働省や社会保険庁のケースで、過去五年間の監修料が発表されたが、一人の職員で、最高五年間トータルでいくらの監修料を受け取っていたか。最高額のケースをお教え願いたい。この金額でも業でないと考えるのか。

四 職員個人が監修料を受け取って、個人所得として確定申告をした上で、そのカネを、課長を含む課員のための夜食代やタクシー代、懇親会費に使っていたとすれば、それは、寄付に当たると考えられる。税務上の申告等の問題が発生すると推定されるが、内閣の見解は如何。

五 カワグチ技研、ニチネン企画関連の監修料明細が今回は、発表されていない。お示し頂いた上で、その監修料受け取りの是非に関して内閣の見解を問う。示せない場合は、遅くても、年内には発表するおつもりか。

六 補助金がらみの図書等（コンピューターシステム・ソフトも含む）、あるいは府省庁が発行部数全体の半分以上を購入する大量購入図書等に関して、当該府省庁職員が監修料を受け取っているケースは、問題と考える。

これらのケースを、全府省庁の実態を調査・把握して、明らかにした上で、それぞれ、その是非について内閣の見解を問う。

七 今後、全府省庁職員が、受け取ってはならない、いわゆる監修料とは、どのようなものなのか、明らかにして頂きたい。また、受け取って良い、監修料、校閲料等はそのようなものか、合わせてお示し願いた

い。

右質問する。